様式第16号（第15条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

斐川企業化支援貸工場改造等承認通知書

　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けの斐川企業化支援貸工場改造等承認申請について、下記のとおり承認します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 改造等の概要 | 　 |
| 施行予定期間 | 　　　年　月　日から　　年　月　日まで |
| 改造等に要する経費 | 円　　　　　 |
| 原状回復に要する経費 | 円　　　　　 |
| 承認の条件 | 1　改造等の施行にともなう工事写真を提出すること。2　職員が実地調査をするときは、これに協力するとともに、資料の提出若しくは指示をしたときは、従うこと。3　建築基準法等関係法令について利用者の責任において遵守すること。 |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。